

条例制定・改正における笠間市独自の基準(地域主権一括法関係)

12月議会案件

凡例
 赤字部分: 市の基準において削除した箇所
 青字部分: 国の基準に追加した箇所

No.	新規/改正	制定・改正条例	法律名	国の基準	笠間市独自の基準
1	改正	笠間市都市公園条例	都市公園法	(住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準) 都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とし、 市街地の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル以上とする。	(住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準) 住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。 ※市街地についての基準は定めない。
2	新規	笠間市営住宅等整備の基準に関する条例			(地場産材の利用) 市営住宅等の建設に当たっては、住宅産業における地産地消を推進するため、地場産材及び茨城県産材の使用に努めなければならない。 (ユニバーサルデザインの導入) 市営住宅等の整備に当たっては、ユニバーサルデザイン(年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方をいう。)を導入して、全ての人にとって安全で安心な使いやすいものとなるよう努めなければならない。 (環境への配慮) 市営住宅等の整備に当たっては、地球温暖化対策等の環境への配慮をするため、省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入等の措置をするよう努めなければならない。
3	改正	笠間市営住宅管理条例	公営住宅法	(入居者資格) 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 一 その者の収入がイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。 イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額 ※政令で定める金額: 259,000円	○左記イの条例で定める対象者 ・身体障害者(1~4級) ・精神障害者(1・2級) ・知的障害者((A)~B) ・戦傷病者 ・原子爆弾被爆者 ・海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内) ・ハンセン病療養所入所者 ・高齢者世帯(入居者が60歳以上かつ同居者全員が60歳以上又は18歳未満の世帯) ・子育て世帯(小学校就学前の子がいる世帯) ・災害公営住宅入居対象世帯 ○上記の入居収入基準 ・収入月額 214,000円 ※新たな国の基準を採用すると低所得者の入居が困難になるため、現在の笠間市の入居基準を採用することとした。
4	新規	笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例	水道法	(布設工事監督者の資格) 法に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。 一 学校教育法による大学の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、 又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後 、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校 又は旧専門学校令による専門学校 において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校 又は旧中等学校令による中等学校 において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (水道技術管理者の資格) 法に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。 一 第四条の規定により 簡易水道以外の 水道の布設工事監督者たる資格を有する者	(布設工事監督者の資格) 条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法による大学の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ※左記赤字部分を削除 (水道技術管理者の資格) 条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者 ※左記赤字部分を削除

条例制定における笠間市独自の基準(地域主権一括法関係)

3月議会案件

凡例
青字部分: 国の基準に追加した箇所

No.	新規・改正	制定・改正 条例	法律名	国の基準	笠間市独自の基準
1	新規	笠間市道路の構造の技術的基準を定める条例	道路法	(歩道) 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。	(歩道) 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。 ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができるものとする。
2	新規	笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	介護保険法	(非常災害対策) ・非常災害時に際し、食料、飲料水、医薬品その他災害に際し必要な物資を備蓄するよう努めるものとする。 ・非常災害時に際し、地域住民、他の社会福祉施設等との連携協力体制を整備するよう努めるものとする。 ・非常災害時の要援護者の受け入れ等に関する、市との災害協定締結に努めるものとする。	(非常災害対策) ・非常災害時に際し、食料、飲料水、医薬品その他災害に際し必要な物資を備蓄するよう努めるものとする。 ・非常災害時に際し、地域住民、他の社会福祉施設等との連携協力体制を整備するよう努めるものとする。 ・非常災害時の要援護者の受け入れ等に関する、市との災害協定締結に努めるものとする。
				(記録の整備) 記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。	(記録の整備) 記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
				(設備) 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 居室 イ 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。	(設備) 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 居室 イ 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められ、 入所者の私生活の平穩に配慮できるよう設計上の工夫を行う場合にあつては、2人以上4人以下とすることができる。
3	新規	笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	介護保険法	(非常災害対策) ・非常災害時に際し、食料、飲料水、医薬品その他災害に際し必要な物資を備蓄するよう努めるものとする。 ・非常災害時に際し、地域住民、他の社会福祉施設等との連携協力体制を整備するよう努めるものとする。 ・非常災害時の要援護者の受け入れ等に関する、市との災害協定締結に努めるものとする。	(非常災害対策) ・非常災害時に際し、食料、飲料水、医薬品その他災害に際し必要な物資を備蓄するよう努めるものとする。 ・非常災害時に際し、地域住民、他の社会福祉施設等との連携協力体制を整備するよう努めるものとする。 ・非常災害時の要援護者の受け入れ等に関する、市との災害協定締結に努めるものとする。
				(記録の整備) 記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。	(記録の整備) 記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。